

「タオバオ・アリババ」における 知財保護に関する提案



2017年3月3日

中国IPG 対外交流委員会
タオバオ・アリババ対応グループ

知的財産権の保護に対する、日ごろの貴グループのご協力に感謝申し上げます。

中国IPG 対外交流委員会 タオバオアリババGrでは、「タオバオ・アリババ」における知財保護について提案がございます。これについて意見交換をさせて頂きたいと考えています。

- 1. 中国IPG／対外交流委員会 タオバオ・アリババGrについて**
- 2. 各ECサイトの出店基準・罰則について**
- 3. 当グループからの提案**

- 1. 中国IPG／対外交流委員会 タオバオ・アリババGrについて**
2. 各ECサイトの出店基準・罰則について
3. 当グループからの提案

運営幹事会

中国IPGの運営に関する事項を協議し決定する方針決定機関

- 正副グループ長 3
- 各専門委員会代表
- 各WGリーダー

運営幹事

運営幹事会が認め
た者 若干名

特別委員会

全体的テーマについて、専門委員会やWGとは異なる取り組みを行う活動

- 政策委員会 (改正等パブコメ、白書・建議)
 - 特許分科会
 - 商標分科会
 - 白書分科会
- 対外交渉委員会 (IIPPF連携、米国商会交流等)**
- 人材育成委員会
 - 新任駐在員向け実務研修分科会(日本語)
 - 中国人担当者向け実務研修分科会(中国語)
- 特別テーマ調査委員会

専門委員会

- 1. 制度・運用委員会
- 2. 運用・活用委員会
- 3. 管理・情報委員会
- 4. 紛争・訴訟委員会
- 8. 保護と利用のバランス委員会
- 9. 知財法院委員会

##WG

OOTF

情報収集・分析Gr.

- 5. 水際対策1委員会
- 6. 水際対策2委員会
- 7. インターネット委員会

##WG

OOTF

実務課題解決Gr.

業種別WG	自動車・自動車部品	化粧品
	農業	ベアリング

中国IPG全体会合

セミナー・シンポジウム(講演会、政府交流イベント等)

事務局(ジェトロ北京・上海・広州)

■メンバー企業：5社（キヤノン、ソニー、本田、村田、ニコン）

■今年度の活動

タオバオ・アリババGrの各ECサイトの知財保護規則・知財侵害の実態等の調査を行い、知財保護プラットフォームのさらなる改善の提案を行う。

淘宝网
Taobao.com

天猫 Tmall.com 

 阿里巴巴
1688.com

 Alibaba.com®
Global trade starts here.™

AliExpress™
Smarter Shopping, Better Living!

1. 中国IPG／対外交流委員会 タオバオ・アリババGrについて
2. **各ECサイトの出店基準・罰則について**
3. 当グループからの提案

権利者としては、各ECサイトにおいて、統一されたプラットフォーム、統一された規則において、知財保護活動が展開されることが望ましいと考えます。

しかし、現状、それぞれのサイト出店基準が異なり、また知財侵害の状況も各種各様です。貴グループにおいては優先順位をつけながら、現状の課題解決に取り組んでいることは、十分に理解しています。

※次ページ以降は、当グループの今年度の研究内容です。

各ECサイトの出店基準(一部抜粋)

	タオバオ	天猫	アリババ中国		アリババ国際	AliExpress
店舗経営主体	企業・個人	企業	企業	個人	企業	企業
出店に必要な条件、書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・実名による登録(身分証明書) ・支付宝アカウントとの関連付け 	<p>(旗艦店、専売店、専営店)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、企業営業許可証スキャンコピー(①経営異常名簿に記載されていないこと。②販売する商品は営業許可証経営範囲内に属すること)； 2、企業税務登記証スキャンコピー(国税、地税いずれも可)； 3、組織機構代碼証スキャンコピー； <p>三つの証書を一つに統一された場合、営業許可証だけを提供すればOK。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4、銀行口座開設許可証スキャンコピー； 5、法定代表人身分証名書表面、裏面スキャンコピー； 6、連絡窓口身分証明書表面、裏面スキャンコピー； 7、店舗は支付宝に発行する授權書； 	<p>営業許可証(企業用の営業許可証、個人経営用の営業許可証 いずれも可)</p> <p>法人の身分証明書(登記簿)</p> <p>企業口座(工商登記用、個人口座は不可)</p>	<p>身分証明書</p> <p>携帯電話</p> <p>支付宝アカウントとの関連付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国大陸の工商局で登録した実物商品の取引を行っている会社であること(生産会社、貿易会社の両方が可能) ※サービス型会社、オフショア会社、個人は加入不可 中国大陸の営業許可証 中国大陸の税務登記証 中国大陸の業務展開場所の証明書 中国大陸の法人代表身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・アリババのルールが全般的に適用される。 ・実名による登録(身分証明書) ・支付宝アカウントとの関連付け

各ECサイトの罰則（嚴重侵害について一部抜粋）

		タオバオ		天猫	
		店舗遮断	ID閉鎖	店舗遮断	ID閉鎖
試買	同一権利	1回目 :14日間 2回目 :21日間	3回目	—	1回目
	異なる権利				
画面識別	同一権利	—	3回目		
	異なる権利	3回目 :21日間	4回目		
タオバオ自主試買		1回目 :21日間	2回目	—	—

		アリババ中国		アリババ国際		AliExpress	
		店舗遮断	ID閉鎖	店舗遮断	ID閉鎖	店舗遮断	ID閉鎖
試買	同一権利	2回目 :7日間	3回目	2回目 :7日間	3回目	2回目 :7日間	3回目
	異なる権利	2回目 :7日間 3回目 :15日間	4回目	2回目 :7日間 3回目 :14日間	4回目	2回目 :7日間 3回目 :14日間	4回目
画面識別	同一権利	2回目 :7日間	3回目	2回目 :7日間	3回目	2回目 :7日間	3回目
	異なる権利	2回目 :7日間 3回目 :15日間	4回目	2回目 :7日間 3回目 :14日間	4回目	2回目 :7日間 3回目 :14日間	4回目

1. 中国IPG／対外交流委員会 タオバオ・アリババGrについて
2. 各ECサイトの出店基準・罰則について
3. **当グループからの提案**

「統一されたプラットフォーム、統一された規則において、知財保護活動が展開される」という方向性を維持し、且つ貴グループの努力に敬意を表することを前提に、この先、どこに優先的に取り組むべきかという点を、権利者の立場から提案させていただきます。

・タオバオ、アリババ中国ともに、個人会員については、「身分証明書、携帯電話、AliPayアカウントとの関連付け」により、出店が可能です。

・また、次ページ以降で紹介するとおり、アリババ中国においても、多くの知財侵害が発生している現状があります。

⇒ これらより、アリババ中国においても、タオバオと同様の知財保護のスキームを導入することを提案いたします。

アリババ中国における知財侵害の状況

侵害率

1688.comにおける検索結果の上位店舗で確認

企業	2016年11月	2017年2月
A社	44.4% (4/9)	30.0% (3/10)
B社	40.0% (4/10)	-
C社	50.0% (5/10)	80.0% (8/10)
D社	53.8% (7/13)	31.6% (6/19)
E社	70.0% (7/10)	100.0% (10/10)

※侵害類型：模倣品販売、ロゴ不正使用など

⇒ **2回の調査において、アリババ中国においても、
普遍的に多くの知財侵害が発生していることが確認されました。**

現状、「タオバオ、天猫」と「アリババ中国、アリババ国際、AliExpress」では、投訴のシステムは異なるものとなっており、申し立て理由も以下のように異なります。

以下は、商標権関連のみを抜粋

ECサイト	タオバオ 天猫	アリババ中国、アリババ国際 AliExpress
申し立て理由	<p>①模倣品：</p> <ul style="list-style-type: none"> A.未生産関連製品 B.真贋対比 C.購買鑑定 D.明らかな模倣品 E.アリワンワン上で模倣品だと自認した F.司法判決又は行政裁決 G.商標情報を遮る H.その他 <p>②他人商標権の不当使用：</p> <ul style="list-style-type: none"> A.不正当使用他人注册商标権 B.商標キーワードの乱用 C.司法判決又は行政裁決 D.その他 	<p>①模倣品</p> <p>②他人権利の不当使用</p>

タオバオ、アリババ中国は、同様の性質をもったECサイトですが、知財保護のスキームが異なっていることに権利者として疑問を持っています。

※理由・背景等ありましたらご説明頂けないでしょうか。

タオバオとアリババ中国は、出店基準はほぼ同様です。またアリババ中国においても普遍的に知財侵害が発生しています。

アリババ中国においても、タオバオと同様の知財保護のスキーム（知財保護のルール、罰則等）を導入することで、課題是正につながるのではないのでしょうか。

具体的には、以下のとおりです。

- ・申し立て理由の統一化**
- ・罰則規定の統一化**
- ・誠信システム、権利者共建の導入 など**

ありがとうございました。